

大分市の中小企業の皆様へ

大分市中小企業者 経営力強化促進補助金

※各補助メニューの併用が可能です。

- 大分市ホームページから**オンライン申請**ができるようになりました！
- 事前ヒアリングフォーム**の入力が**不要**になりました！
- 事後申請の提出期限**が事業完了日から**30日以内**となりました！

1、人材育成応援事業

1-① 自主研修

市内で、自ら企画・開催する
研修または講習

補助率2分の1
上限30万円
(DX研修は3分の2)

1-② 外部研修

外部(市内外)で開催される
研修への参加

補助率2分の1
上限30万円
(DX研修は3分の2)

2、BCP等策定等支援事業

補助率3分の2
事業継続計画(BCP):上限30万円
事業継続力強化計画(ジギョケイ):上限5万円

3、知的財産権取得促進事業

補助率2分の1
上限50万円
※特許権・実用新案権:20万円/件
※意匠権・商標権:10万円/件

4、事業承継等支援事業

補助率3分の2
上限50万円

※事業承継またはM&A売却に係る経費の補助

申請期間

令和7年4月1日(火)～令和8年3月31日(火)

※申請期間中であっても、予算が無くなり次第、申請の受付を終了します。

対象者

大分市内に事業所を有する中小企業(個人事業主の場合は事業所及び住所)
※「産業競争力強化法」(第2条第23項)に規定された中小企業者(みなし大企業等を除く)

詳細は裏面以降をご覧ください。

大分市創業経営支援課 経営支援担当班 TEL097-537-5875 hanro@city.oita.oita.jp

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号 大分市役所本庁舎9階

大分市 経営力強化

検索

1、人材育成応援事業(自主研修・外部研修)

中小企業が従業員等の業務上必要な能力の向上または技術、知識等の習得のため、自社で企画する研修や、研修機関が開催する研修への参加を支援します！

補助率 2分の1 (DX研修:3分の2)

限度額 研修対象者1人あたり10万円(一補助対象者につき30万円)
※30万円に達するまで複数回の申請が可能です。

1-① 自主研修

申請方法 **【事前申請】** 原則事業着手日(研修開始日)の**14日前**(年末年始を除く)までに要申請

対象事業 市内で、自ら企画・開催する研修または講習

対象受講者 補助対象者の役員、個人事業主及びその従業員(短時間・有期雇用労働者を含みます。)
※企業組合、協業組合、商店街振興組合他にあつては、その役員及び事務局従事者に限ります。

対象経費

1. 会場借上料
2. 講師謝礼金
3. 講師招へいにかかる交通費及び宿泊費
4. 委託料(「講師謝礼金」、「講師招へいにかかる交通費及び宿泊費」に掲げる経費に相当するものに限ります。)

1-② 外部研修

申請方法 **【事前申請】**原則事業開始日(研修開始日)の**14日前**(年末年始を除く)までに要申請
【事後申請】事業完了日から起算して**30日以内**に要申請
事業完了日・研修終了日、受講を証明する書類の発行日または補助対象経費支払日のいずれか遅い日

対象事業 外部(市内外)で開催される研修への参加
実研修時間が6時間以上の研修または講習で、以下のいずれかの外部研修機関が実施するもの

1. 公的研修機関
2. 公設試験研究機関、教育訓練機関、中小企業団体、事業協同組合等
3. 専門的な研修を事業として実施している民間団体または企業等

対象受講者 市内に勤務する補助対象者の常勤の役員、個人事業主及びその従業員
(有期雇用労働者を除く。)
※企業組合、協業組合、商店街振興組合他にあつては、その役員及び事務局従事者に限ります。

対象経費

1. 研修費(受講料、テキスト代等)
2. 交通費(公共交通機関の利用に限ります。)
3. 宿泊費

制度の詳細の確認や提出書類のダウンロード、オンライン申請等は右側の二次元コードから大分市ホームページにて行ってください。



2、BCP等策定等支援事業

中小企業が、様々な緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画「**事業継続計画(BCP)**」及び「**事業継続力強化計画(ジギョケイ)**」の策定等を支援します。

補助率	3分の2	
限度額	事業継続計画(BCP)	事業継続力強化計画(ジギョケイ)
	30万円	5万円
* 一補助対象者につき一年度あたり1回のみでの交付とします。		
申請方法	【事前申請】 原則事業開始日の 14日前 (年末年始を除く)までに要申請	【事後申請】 事業完了日から起算して 30日以内 に要申請 事業完了日・策定した計画の認定日または補助対象経費支払日のいずれか遅い日
対象経費	他の事業者から支援を受け、または委託して行うBCP等の策定または改定する際に生じる経費 1. 謝金、手数料(事業継続力強化計画の申請代行手数料を含む。) 2. 支援事業者または委託事業者の招へいに係る交通費及び宿泊費 3. BCP等の製本(補助対象者自身が行う製本を除く。)に要する印刷製本費 4. 委託料(上記の①から③及びその他策定等に係る経費に限る)	

制度の詳細の確認や提出書類のダウンロード、オンライン申請等は右側の二次元コードから大分市ホームページにて行ってください。



3、知的財産権取得促進事業

中小企業の競争力強化を図るため、**日本国内**の特許権・実用新案権・意匠権・商標権の出願を支援します！

補助率	2分の1	
限度額	【特許権または実用新案権】	【意匠権または商標権】
	20万円/件	10万円/件
※50万円に達するまで複数回申請可能です。		
申請方法	【事前申請】 原則事業開始日(出願予定日)の 14日前 (年末年始を除く)までに要申請 【事後申請】 事業完了日から起算して 30日以内 に要申請 事業完了日・出願番号通知発送日(オンライン出願の場合は受領書の受領通知日)または補助対象経費支払日のいずれか遅い日	
対象経費	【特許権・意匠権・商標権の出願】 出願料、電子化手数料及び弁理士に対する報酬 【実用新案権の出願】 出願料、電子化手数料、登録料(3年間分に限る。)及び弁理士に対する報酬	
注意事項	同一年度に、すでにこの補助金の交付を受けた知的財産権の出願費用は交付の対象としません。(他の事業者が既に交付決定を受けた共同出願費用を除く。)	

制度の詳細の確認や提出書類のダウンロード、オンライン申請等は右側の二次元コードから大分市ホームページにて行ってください。



4、事業承継等支援事業

中小企業者が持つ技術、サービスまたは雇用の喪失を防ぐことを目的に、中小企業が行う事業承継等に向けた取組を支援します！

補助率	3分の2	
限度額	50万円＊一補助対象者につき一年度あたり1回のみでの交付とします。	
申請方法	【事前申請】原則事業開始日(委託日)の 14日前 (年末年始を除く)までに要申請	
対象事業	支援機関(大分県事業承継・引継ぎ支援センター、大分商工会議所、野津原町商工会)による支援を受けたうえで、事業承継またはM&A売却にかかる業務の専門業者への委託事業	
対象経費	【事業承継にかかる業務の委託】 初期診断経費、コンサルティング経費、企業概要書の作成経費、事業承継に係る計画の作成経費、企業価値及び譲渡価格の算定経費並びに着手金	【M&A売却に係る業務の委託】 初期診断経費、コンサルティング経費、企業概要書の作成経費、M&A売却に係る計画の作成経費、企業価値及び譲渡価格の算定経費、M&A売却に係る仲介手数料、マッチング登録料並びに着手金
	<ul style="list-style-type: none"> ・顧問料 ・訴訟またはトラブルの対応にかかる経費 ・M&A売却等の成立時に支払う成功報酬にかかる経費 	
注意事項 対象外経費	<p>支援機関の支援を受けることが必須です</p> <p>支援機関一覧 ※以下より1か所選択</p> <ul style="list-style-type: none"> ■大分県事業承継・引継ぎ支援センター 大分市金池町3丁目1-64 大分県中小企業会館 5階 電話 097-585-5010 ■大分商工会議所 中小企業相談部 経営支援課 大分市金池町2丁目3番4号 九電大分ビル2階 電話 097-536-3208 ■野津原町商工会 大分市野津原800番地 電話 097-588-0101 	

制度の詳細の確認や提出書類のダウンロード、オンライン申請等は右側の二次元コードから大分市ホームページにて行ってください。



支援機関の支援を受けることが必須です

支援機関一覧 ※以下より1か所選択

■大分県事業承継・引継ぎ支援センター
大分市金池町3丁目1-64
大分県中小企業会館 5階
電話 097-585-5010

■大分商工会議所 中小企業相談部 経営支援課
大分市金池町2丁目3番4号
九電大分ビル2階
電話 097-536-3208

■野津原町商工会
大分市野津原800番地
電話 097-588-0101

▶▶ 事業のスキーム(事後申請は④から)

